



# 特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

## 特許第6442489号

(PATENT NUMBER)

発明の名称

(TITLE OF THE INVENTION)

受動的反応炉冷却システムおよび方法

特許権者

(PATENTEE)

アメリカ合衆国、ニュージャージー・08053、マールトン、ワン・ホルテック・ドライブ  
国籍・地域 アメリカ合衆国  
エスエムアール・インベンテック・エルエルシー

発明者

(INVENTOR)

シン, クリシュナ・ピー  
ラジクマール, ジョセフ

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

特願2016-516791

出願日

(FILING DATE)

平成26年 5月28日(May 28, 2014)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成30年11月30日(November 30, 2018)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成30年11月30日(November 30, 2018)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



**重要**

## 特許料の納付について

## 特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。  
 なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**  
 この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第4年分	平成33年(2021年)11月30日
第5年分	平成34年(2022年)11月30日
第6年分	平成35年(2023年)11月30日
第7年分	平成36年(2024年)11月30日
第8年分	平成37年(2025年)11月30日
第9年分	平成38年(2026年)11月30日
第10年分	平成39年(2027年)11月30日
第11年分	平成40年(2028年)11月30日
第12年分	平成41年(2029年)11月30日
第13年分	平成42年(2030年)11月30日
第14年分	平成43年(2031年)11月30日
第15年分	平成44年(2032年)11月30日
第16年分	平成45年(2033年)11月30日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる場合は、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
 電話 03(3581)1101(代表)  
 特許担当 内線 2708

特許送付先  
 所

100-0004

京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手  
 パークビルディング アンダーソン・毛利・  
 常法律事務所

名  
 野 誠

様

Z0001-1297/PCT

## 特許権設定登録通知書

番号 第6442489号  
 日 平成30年11月30日  
 番号 特願2016-516791  
 日 平成26年 5月28日  
 項の数 11  
 年分 第3年分まで  
 金額 12,900円  
 日 平成30年11月26日

